

プロジェクト IFRSのエンドースメント手続

項目 修正国際基準公開草案第6号「『修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）』の改正案」に寄せられたコメントとそれらに対する対応案

本資料の目的

- 企業会計基準委員会は、2018年6月18日に修正国際基準公開草案第6号「『修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）』の改正案」（以下「本公開草案」という。）の公表を行った。本公開草案に対するコメントの募集は2018年9月7日に締め切られ、6通のコメントが寄せられた。
- 本資料は、本公開草案に対するコメントの概要及びその対応案である。本資料のコメントへの対応（案）は、第45回IFRSのエンドースメントに関する作業部会（2018年11月8日開催）及び第396回企業会計基準委員会（2018年11月9日開催）での審議を踏まえて、修正を行っている。第45回作業部会及び第396回企業会計基準委員会以降の変更点については赤字（修正履歴）を用いて示している。

ディスカッション・ポイント

コメント対応表の対応案についてご意見をお伺いしたい。

修正国際基準公開草案第6号「『修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）』の改正案」に対するコメント

1. コメントの対象となる公表物の名称及び公表時期

修正国際基準公開草案第6号「『修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）』の改正案」（2018年6月18日公表）

2. コメント募集期間

2018年6月18日～2018年9月7日

3. 公開草案を踏まえた公表物の名称及び公表時期

改正「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）」（201●年●月●日公表）

4. コメント提出者一覧

[団体等]

団体名	
CL01	公益社団法人 リース事業協会
CL02	一般社団法人 日本自動車リース協会連合会
CL03	有限責任監査法人トーマツ
CL04	公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会サブリース事業者協議会
CL05	一般社団法人 日本経済団体連合会

[個人（敬称略）]

氏名・所属等（記載のあるもののみ）		
CL06	田淵 隆明	公認システム監査人 IFRS&公会計&公共政策コンサルタント

5. 主なコメントの概要とその対応

このコメント対応表は、最終的には、各コメントを要約して公表する予定であるが、現段階では、各々のコメントの論拠をよく理解するために、原則として全文を掲載している。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
質問1 今回のエンドースメント手続の対象としたIFRS第16号に対し、「削除又は修正」を行うべき項目はないとする提案について		
1) 本公開草案の提案に同意する。	<p>前頁に記載したとおり、IFRSは既に内外の企業に広く利用されており、特にこれを利用している我が国企業の財務報告が、我々が考えるエンドースメント手続の本質的判断基準である公益または投資家保護に反すると考えられる事案は現時点で認識していない。このため、今回のエンドースメント手続の対象であるIFRS第16号について、削除又は修正を行うべき項目はないとの提案に同意する。</p> <p>趣旨に賛同する。</p>	
2) 本公開草案の提案に同意するが、判断根拠の説明を見直す必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> • 同意する。 • ただし、本公開草案第33項の説明は不十分であり、書き直しが必要と考える。 • エンドースメント手続の方法(評価の方法)が従来のものから変更されており、その説明が必要である。従来のエンドースメント手続では、評価の対象とする論点を抽出し、各論点について「削除又は修正」の要否を検討、その結果を示していた。本公開草案に当てはめれば、第10項で示された単一の費用認識モデルなど、全5項目の各論点について「削除又は修正」の要否を示していたのが、従来の手続方法である。しかし、本公開草案では、各論点における「削除又は修正」についての見解を示さず、第33項で「総合的な評価」として「削除又は修正」を行わないとの結論を述べている。なぜ、従来の手續から変えたのかについて、説明が必要である。 • また、「総合的な評価」としたことでの各論点の問題点がぼやけてしまい、本当に「削除又 	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	<p>「修正」を行わないでよいのかどうかを判断するための根拠が明瞭に示されておらず、この観点からの説明も不足している。</p> <ul style="list-style-type: none"> エンドースメント手続は、従前と同じ方法で行うべきであり、仮にその対応が難しく、手続方法を変更するのであれば、変更する旨、なぜ変更後の方法とするのか、変更後の方法が最善であると考える根拠を示すべきである。 	
3) 本公開草案の提案に同意しない。	<p>当協会は、以下の理由から、企業会計基準委員会（以下「ASBJ」という。）の提案に対して同意しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 「削除又は修正」を行わずにIFRS 第16号を受け入れ可能と判断するに至ったプロセスの説明が不十分であり、論点に対するASBJとしての分析・評価を加えるべきである。 IFRS 第16号について、「削除又は修正」するほどの重要性のある論点はなく受け入れ可能であるとの判断は、現時点では時期尚早であり、適用後の状況を検証・確認した後に、再度検討の上、判断すべきである。 我が国の大半の企業・借手に、我が国リース会計基準の方向性について誤解を生じさせる懸念があるため、IFRS 第16号のエンドースメント手續は、我が国リース会計基準の方向性が明らかになった後に実施すべきである。 	
	<p>当協会は、以下の理由から企業会計基準委員会の提案に対して同意いたしません。</p> <ol style="list-style-type: none"> すべてのリース取引に資産および負債を認識させることは、リース取引の多様性と経済実態が反映されない。 すべてのリース取引に資産および負債を認識させること及び单一の費用認識モデルは、顧客に対して多大なる手間とコストを強いることとなる。 企業会計基準を検討する前にエンドースメント手続きを実施することは、我が国の会計基 	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	<p>準の方向性が決定したかのような誤解を与える可能性が高い。</p> <p>4. 「削除または修正」を行わずエンドースメント手続きに至った根拠が明確でない。</p> <p>当協議会は、<u>賃貸住宅のサブリース事業者</u>（以下、「サブリース事業者」）で組織する国内唯一のサブリース事業者団体である。平成 21 年の設立以降、サブリース事業の健全な発展と普及を通じて、賃貸住宅市場の整備を目指し、国土交通省とも連携し活動している。当協議会会員 84 社（会員数は平成 30 年 8 月時点）でサブリースを行っている管理戸数は、約 200 万戸にものぼり、日本全国で約 1,400 万戸ある賃貸住宅のうち約 14% を占めている。当協議会は IFRS 第 16 号「リース」（以下「IFRS 第 16 号」という。）が、我が国で一般的に普及している賃貸住宅のサブリース事業の経営成績や財政状態を適切に表示することができず、また実務的にも受け入れ難い会計基準であると考えており、当該基準を「削除または修正」を行わないとする提案に<u>強く反対する</u>。</p>	
4) 「削除又は修正」を行わないと判断する根拠の説明が不十分である。	<p>1. 「削除又は修正」を行わずに IFRS 第 16 号を受け入れ可能と判断するに至ったプロセスの説明が不十分であり、論点に対する ASBJ としての分析・評価を加えるべきである。</p> <p>(1) ASBJ は、IFRS 第 16 号のエンドースメント手続の検討において、5 つの論点を掲げ（第 10 項）、これらの論点に対する我が国を含む関係者からの懸念と、懸念に対する IASB の対応を整理したうえで（第 11 項から第 32 項）、IASB が懸念に対する一定の対応を図り IFRS 第 16 号を最終化したこと、基準最終化以後、IFRS が適用される地域又は国からは重要な指摘はなく、IASB における見直しの動きがないことから、IFRS 第 16 号の適用準備が進む現時点において懸念について国際的な議論を喚起するために意見発信することは難しいと考え、また 5 つの論点はいずれも、これまでの「削除又は修正」を行った項目ほどの重要性はないために「削除又は修正」を行わずに受け入れ可能と判断した（第 33 項）。</p>	(1)

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	<p>(2)我が国関係者からも、オペレーティング・リースをオンバランスすることについて、経済的実態と整合しないこと、有用性に乏しいこと、「支配」を強調することによってサービスの性質を有する契約もリースとして判定されること（第13項・第14項）、あるいはコスト負担・実務上の負担が大きいこと（第18項）など、多くの疑問や懸念の声が出されている。当協会が我が国の財務諸表作成者から聴取したところ、新たなリース会計基準は「支配」に依拠して「使用権資産」という実在しない資産の計上を要求すること、ファイナンス・リース取引とは異なりオペレーティング・リース取引はサービスに近い取引であるにもかかわらず、借入金としての意識が全くないオペレーティング・リース負債を計上することに対して強い懸念を抱いている。</p> <p>新たなリース会計基準は（経済的）実質優先主義に基づく現行リース会計基準の概念を根源的に変更するものであり、こうした多くの疑問や懸念に対しては、IASBの対応を紹介するのみだけでなく、ASBJとしての分析、評価、十分な説明が必要である。</p> <p>(3)また、オペレーティング・リースのオンバランスを前提とした場合でも、IFRS第16号で採用されている単一の費用認識モデルについては、リースの経済的実態の多様性を反映しないとして、特に強い懸念が示されている（第23項）。ASBJもまた、IASBの2013年の改訂公開草案「リース」に対するコメントの中で、リース契約の実質は多様であり、借手のリースを2つのタイプに分類すること、経済的実質を踏まえた異なる会計処理を設けることを支持している。それにもかかわらず、ASBJとしての検討・評価も無しに IFRS16号の単一の費用認識モデルを「修正又は削除」しないで受け入れることについては、大いに疑問を感じる。</p> <p>(4)今後の日本基準の検討（国際的な会計基準と整合性を図ることに対する必要性及び懸念に関する検討）においても同様の議論が行われると思われるが、法制・税制等の周辺制度が異なる国・地域で同一の会計基準を導入する場合において、IFRS第16号が果たして単一の高品質でグローバルに認められた会計基準といえるかどうか、IFRS第16号が世界経済（日本経済）の発展の礎となる基準といえるかどうか、「修正又は削除」しないで IFRS第16号を修正国際基準とし</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	<p>て受け入れることが我が国にとって本当に問題ないといえるかどうか、ASBJとして、十分に検討し判断する必要があると考える。</p> <p>(5)以上のとおり、<u>IFRS 第 16 号のエンドースメント手続きの検討において、我が国関係者からの懸念に対する ASBJ の分析・評価は含まれず、しかも 2013 年の改訂公開草案「リース」に対する ASBJ のコメントと整合していないにもかかわらず、「削除又は修正」を行わずに IFRS 第 16 号を受け入れ可能と判断するに至ったプロセスの説明が不十分であり、論点に対する ASBJ としての分析・評価を加えるべきである。</u></p> <p>4. 「削除または修正」を行わずエンドースメント手続きに至った根拠が明確でない。</p> <p>『「エンドースメント手続きにおける検討」の中で示されている懸念項目に対し、IFRS 第 16 号が受け入れ可能と判断した根拠を明確に提示すべきである。海外の動きを根拠に「削除または修正」を行うほどの重要性はないと判断しているが、米国会計基準とでは借手側で処理に差異がある。また、国内市場関係者の意見も集約されているとは言い難く、国内市場関係者の意見や懸念等をもっと広範囲に時間をかけて調査したうえで判断すべきである。』</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 第 33 項において、本協会が提示する懸念は認識しているものの、①IFRS 開発過程で最終化されたこと、②最終化以後各国から指摘がないこと、③IASBにおいて見直しの動きがないこと、を理由に「削除または修正」を行う重要性はないとしている。 ● しかし、ここに国内市場関係者からの意見・要望・懸念は検討されていない。「エンドースメント手続きにおける検討」の中で示されている懸念項目に対し、IFRS 第 16 号が受け入れ可能と判断した根拠を明確に提示すべきである。海外の動きを根拠に「削除または修正」を行うほどの重要性はないと判断しているが、米国会計基準とでは借手側で処理に差異がある。また、国内市場関係者の意見も集約されているとは言い難く、国内市場関係者の意見や懸念等をもっと広範囲に時間をかけて調査したうえで判断すべきである。 	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
5) IFRS 第 16 号はリース取引の経済的実態を反映しない。 （自動車リース）	<p>1. すべてのリース取引に資産および負債を認識させることは、リース取引の多様性と経済実態が反映されない。</p> <p>『顧客の車両管理業務アウトソーシングニーズが強い自動車リースにおいては、リース取引によって顧客に提供される便益はファイナンス的要素よりも使用による役務提供的要素が強く、一律オンバランスとすることになじまない。』</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 第 15 項において「オペレーティング・リースに関する情報の透明性が欠けている」としているが、現在の注記情報で何か欠けているのか明確でない。注記情報だけでは不足であり透明性が確保できない理由を明確にすべきである。 ● 同じく第 15 項において、「経済的に類似する取引間の比較可能性が損なわれているおそれがある」としている。既述したように、自動車リース取引において大半の自動車リース顧客が求めている便益は使用による役務提供と車両管理のアウトソーシングニーズである。物を購入するための資金ニーズではない。更に何故顧客が車両を必要とするかを考えてみると、移動手段の確保のためである。即ち顧客ニーズの本質は、ヒトやモノの移動手段であるモビリティーサービスであるといえる。すなわち、取引は最終的にはヒトやモノの移動手段の提供であり、物を販売・購入する際のファイナンスとは全く別の経済行為である。全く別の経済行為を同一取引として比較する必要性はない。逆に全く別の経済行為を比較可能とする方が、誤った情報を伝えることになりかねない。 	
5) IFRS 第 16 号はリース取引の経済的実態を反	<p>1. <u>賃貸住宅の長期一括借上げの事業モデル</u></p> <p>我が国では、1990 年代以降、土地の有効活用や相続税対策などからアパート・マンション等の賃貸住宅経営が広がりをみせてきた。賃貸住宅経営には、空室リスクや家賃下落リスクが伴</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
映しない。 (賃貸住宅の長期一括借上げ)	<p>う。こうしたリスクを回避したいという賃貸住宅オーナー（以下、オーナー）のニーズに対応するため、サブリース事業者（賃貸住宅建設会社やその関連会社）は長期一括借上げ契約という事業モデルを考案した。長期一括借上げ契約は広く社会に受け入れられ、現在に至ってもますます契約件数が増加している。</p> <p>一括借上げ契約は、サブリース事業者がオーナーから物件を一括して借り上げる契約である。サブリース事業者は、その物件を入居者に転貸する。入居者の募集や入居者からの賃料回収、物件の管理等を一括してサブリース事業者が行うとともに、物件の空室状況にかかわらずオーナーに対して転貸家賃の約 80～95%（事業者により異なる）の固定賃料を支払う点に特徴がある。最近では、当初は固定賃料を据え置き、その後 2～10 年毎に家賃相場などを踏まえて賃料を見直す契約が多い。また、原状回復や長期修繕の費用をサブリース事業者が負担する内容を含む一括借上げ契約も増加している。</p> <p>一括借上げ契約は、法形式的にはオーナーとの長期一括借上げ（ヘッドリース）契約と入居者に対する転貸（サブリース）契約の組み合わせであるが、賃貸事業の企画から賃貸住宅の建設、入居者の募集、物件管理、家賃の回収、空室リスクや家賃変動リスクへの対応、退去時の原状回復や長期修繕への対応など賃貸経営を総合的に代行することで対価（入居者からの受取家賃からオーナーへの支払家賃を差し引いた純額）を得る事業モデルとなっている。</p> <p>長期一括借上げ契約は、我が国においては、一般的にオペレーティング・リース取引として賃貸借処理が行われている。</p> <p>2. <u>公開草案に対して反対する理由</u></p> <p>IFRS 第 16 号には以下の問題があり、これを「削除又は修正」しない提案に同意できない。</p> <p>(1) サービス契約がリースと判定され、経済的実態を適切に反映しない会計処理が行われる。</p> <p>長期一括借上げを例に取ると、法的にはリースの形態を取っているが、実質はオーナーの賃貸経営の代行サービスである。しかしながら、IFRS 第 16 号を適用するとリースとして判定さ</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	<p>れてしまい、使用権モデルの会計処理が適用される。その結果、資産、負債のオンバランス、前加重の費用計上など、企業の事業モデルを適正に表示しない財務報告が作成されてしまう。</p> <p>このような問題点を改善するために、例えば以下のような修正が必要であると考える。</p> <p>① 現行のファイナンス・リースに該当する場合を除き、不動産のリースについては使用権資産及びリース負債を計上せず、現行のオペレーティング・リースの賃貸借処理とする。</p> <p>② 契約がリースを含んでいるのかどうかを企業が判定する方法に、事業モデルの観点からの評価を追加し、サービス契約がリースに該当しないようにする。</p> <p>③ 長期一括借上げには、貸手が（数ヶ月前の予告期間で）いつでも契約を解除できる契約が存在する。貸手が契約解除権を有している場合は、借手はもはや原資産の使用を支配しているとはいはず、このような契約はリースには該当しない。IFRS 第 16 号では、供給者が資産を入れ替える実質上の能力を有している場合は、契約の履行が特定された資産の使用に依存しないため、リースと判定されないとされている。貸手による契約解除権は、資産を入れ替える実質的な権利と比較して、貸手による資産の支配という点においてより強力である。したがって、貸手が契約解除権を有している場合にリースに該当しないようにする。</p> <p>(2)請負工事契約と一括借上契約がセール・アンド・リースバック取引とみなされ、経済的実態と著しく乖離する会計処理が行われる。</p> <p>サブリース事業者のグループ会社がアパート等の賃貸住宅を建設し賃貸住宅オーナーに販売のうえ、サブリース事業者が一括借上げを行うことから、連結財務諸表作成に際してこれらの取引はセール・アンド・リースバックに該当する可能性がある。</p> <p>IFRS 第 16 号は、セール・アンド・リースバック取引において、売却取引が IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益（以下「IFRS 第 15 号」）の売却処理の要件を満たさない場合は当該売却を金融取引として会計処理することを要求している。</p> <p>また、IFRS 第 15 号の売却処理の要件を満たした場合であっても、リースバック期間に対応す</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	<p>る売却損益は売却時に認識せず繰り延べられる。これは、売手（借手）はリースバック継続期間にわたり所有権を保持しており、リースバック終了時の原資産の価値に対する持分だけを売却しているためと説明されているが、売却した資産と当該資産から生じる使用権とは別個のものであると考えるべきであり、会計処理において相互に影響を受けてはならないと考えられる。</p> <p>したがって、米国会計基準のように売却処理の要件を満たした場合は売却損益を全額売却時に認識するように修正する、あるいは、現行の日本基準のようにリースバック取引がオペレーティング・リースに該当する場合は売却損益を全額売却時に認識するように修正することを強く要求する。</p> <p>(3)サブリースがオペレーティング・リースに該当する場合、ヘッドリースとサブリースで損益にミスマッチが発生する。</p> <p>サブリースから生じる受取リース料は定額法等の規則的方法により収益として認識されるのに対して、ヘッドリースは前加重の費用計上となる。このため、契約上サブリース期間にわたって安定的に転貸収益を確保している場合であっても、会計上はリース開始当初に大幅な赤字を計上することになり、賃貸住宅のサブリース事業の経営成績を適切に表示することができない。</p> <p>このような会計基準が導入された場合、サブリース事業者は賃貸住宅のサブリース事業を継続できず、我が国における今後の賃貸住宅の供給が激減するなど深刻な社会問題を引き起こすことになる。（前述の通り、当協議会会員がサブリースしている賃貸住宅は全国の約14%、約200万戸に及ぶ。）</p>	
6)「削除又は修正」を行わないとの判断は、現	2. IFRS第16号について、「削除又は修正」するほどの重要性のある論点はなく受け入れ可能であるとの判断は、現時点で時期尚早であり、適用後の状況を検証・確認した後に、再度検討の上、判断すべきである。	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
時点で時期尚早である。	<p>「中期運営方針」（2016年8月12日）に基づき、ASBJは、我が国リース会計基準について、「国際的な会計基準と整合性を図ることに対する必要性及び懸念に関する検討をリース会計専門委員会において行うこととし、その後、わが国における会計基準の改訂に向けた検討に着手するか否かの検討を行う。」とし、本年6月から、「必要性及び懸念」に関する検討が開始されたところである。</p> <p>(1) すなわち、現在、我が国リース会計基準の方向性は何も決まっていない状況である。</p> <p>(2) また、「基準最終化以後、IFRSが適用される地域又は国からは重要な指摘はなく、IASBにおける見直しの動きがない。」（第33項）としているが、IFRS第16号と米国会計基準（ASC Topic842）とでは借手の会計処理で差異がある。IFRS16号の開発過程で我が国関係者が様々な懸念とともに米国会計基準（ASC Topic842）とのコンバージェンスを求めてきた以上、IASBにおける見直しの動きがないという理由で国際的な議論を喚起するために意見発信することは難しいと結論づけることは適当ではない。</p> <p>(3) <u>エンドースメント手続と日本基準の改訂に向けた検討に着手するか否かの検討では、その目的が異なるとしても、我が国リース会計基準の方向性が何ら決定していない状況の下、IFRS第16号について、「削除又は修正」するほどの重要性のある論点はなく受け入れ可能であるとの判断は、現時点で時期尚早であり、IFRS第16号及び米国会計基準（ASC Topic842）の適用後の状況（実務での機能状況、懸念・課題の有無等）を検証・確認した後に、再度検討の上、判断すべきである。</u></p> <p>3. 我が国の大多数の企業・借手に、我が国リース会計基準の方向性について誤解を生じさせる懸念があるため、IFRS第16号のエンドースメント手続は、我が国リース会計基準の方向性が明らかになった後に実施すべきである。</p> <p>(1) 上記2(1)のとおり、我が国リース会計基準の方向性は何も決まっていない状況の中、IFRS第16号について「削除又は修正」を行わず修正国際会計基準として採択すると、エンドースメ</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	<p>ント手続の議論の詳細を承知していない ASBJ 関係者以外の大多数に対して、我が国リース会計基準を IFRS 第 16 号と整合させるかの印象を与えることが懸念される。</p> <p>(2) 修正国際基準の適用に関して、IFRS 第 16 号のエンドースメント手続きの実施を要望する声も出ていない状況の中、拙速に結論を出すべきではない。</p> <p>(3) <u>従って、IFRS第16号のエンドースメント手続きは、①国際的な会計基準と整合性を図ることに対する必要性及び懸念の検討、②わが国における会計基準の改訂に向けた検討に着手するか否かの検討を経て、我が国リース会計基準の方向性が明らかになった後に実施すべきである。</u></p>	
	<p>3. 企業会計基準を検討する前にエンドースメント手続きを実施することは、我が国の会計基準の方向性が決定したかのような誤解を与える可能性が高い。</p> <p>『企業会計基準の検討を行なうべきであり、企業会計基準の方向性が確定した後にエンドースメント手続きは実施すべきである。併せて、本エンドースメント手続きが、企業会計基準に何ら影響を与えるものではないことを明記すべきである。』</p> <p>● 現時点において、修正国際会計基準を適用している企業ではなく、このタイミングで改訂を行うことはデメリットがあつてもメリットはない。</p> <p>本来は、国内会計基準の検討を行なった後に本エンドースメント手続きを実施すべきと考えるが、順序が逆になるのであれば、少なくとも本エンドースメント手続きがこれから検討される我が国の会計基準に何の影響を与えるものではないことを明記すべきである。事実として、報道等の影響により会員企業から企業会計基準が改定されたのかという問い合わせが弊協会宛に来ている。</p>	
	(5) 日本基準の開発に着手するか否かの検討が始まったばかりの段階で、IFRS 第 16 号を「削除又は修正」しないという結論を出すのは時期尚早である。	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	<p>我が国においては、当協議会を含め多くの業界団体等が IFRS 第 16 号に反対している。日本のリース会計基準を慎重に検討したうえで、IFRS 第 16 号との差異を評価し「削除又は修正」の要否を決定すべきと考える。</p> <p>結論として、当協議会は、企業会計基準委員会が各利害関係者（当協議会含む）の意見を十分に聴取したうえで、IFRS 第 16 号を「削除又は修正」しない提案を見直されることを強く期待する。</p>	
7) IFRS 第 16 号は、借手の財務諸表作成者に多大な負担を強い る。(自動車リー ス)	<p>2. すべてのリース取引に資産および負債を認識させること及び単一の費用認識モデルは、顧客に対して多大なる手間とコストを強いることとなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 第 19 項において、「利害関係者の行動に大きな影響を及ぼさない」とされているが、その根拠は IFRS 開発過程の影響分析と EFRAG の影響分析である。ともに国内市場の関係者への調査ではない。 ● 自動車を保有すると、継続検査・法定点検・任意保険等の期日管理、修理点検整備内容の妥当性とその金額の検証、事故処理、等多大な維持管理業務が発生する。これらの維持管理業務をアウトソーシングするため、自動車リースのシェアは保有台数の多い顧客ほど利用率が高い。自動車リース顧客は、車両維持管理業務と合わせて会計業務（資産計上・減価償却等）もオペレーティング・リースにより省力化している。 <p>『自動車リースは車両保有台数の多い顧客ほどリース利用率が高い。これは、単価が小さく台数が多い保有車両の、車両管理に対しての管理業務アウトソーシングニーズに外ならず、IFRS 会計基準は顧客に多大なる会計業務を強いることとなる。』</p> <p>IFRS 第 16 号によれば、顧客は資産計上と費用化にあたって、リース契約を車両分・諸費用分・メンテナンス分に分解しなければならず、また割引計算や利息法に基づく利息相当額の算出など複雑な計算業務が必要となる。これを、1000 台の車両を保有している顧客は 1000 台分の</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	<p>会計処理を毎月実施することとなる。顧客にとっては業務負荷の増大は明らかであり。何をもって「利害関係者の行動に大きな影響を及ぼさない」と言い切れるのか不明である。</p>	
<p>7) IFRS 第 16 号は、借手の財務諸表作成者に多大な負担を強い る。(賃貸住宅の長期一括借上 げ)</p>	<p>(4)財務諸表作成の観点から、サブリース事業者に対して過重な負担を強いる。 サブリース事業者が IFRS 第 16 号を適用した財務諸表を作成するためには、大規模なシステム開発や経理人員の増員など多大なコストがかかるが、それに見合ったベネフィットが得られない。特に中小のサブリース事業者にとっては、そのコスト負担は非現実的である。 なお、IFRS 第 16 号が日本基準に導入された場合は、会社法上の大会社以外の会社（中会社、小会社）が負債増加により大会社となり、会社法監査など事務負担の増加が懸念される。</p>	
<p>8)今後の日本基準の開発等に關して、関係者に誤解を生じさせないための記載を行うべきである。</p>	<p>仮に、ASBJ が本公開草案に対するコメントの検討の後、IFRS 第 16 号を含む改正修正国際基準を採択する場合には、公表の際に、次のことを明記することを強く要望する。 ①IFRS 第 16 号のエンドースメント手続は、我が国リース会計基準の方向性に影響を与えるものではなく、我が国リース会計基準については、「中期運営方針」（2016 年 8 月 12 日）に基づき、国際的な会計基準と整合性を図ることに対する必要性及び懸念に関する検討をリース会計専門委員会において行うこととし、その後、わが国における会計基準の改訂に向けた検討に着手するか否かの検討を行うこととしている。 ②IFRS 第 16 号のエンドースメント手續は、IFRS 第 16 号が米国会計基準（ASC Topic842）と比較して高品質で適切であるとの判断に基づくものではない。</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
9) 補足的記載や設例により関係者の理解の充実に努めるべきである。	<p>以下の点で考慮が必要であると思料する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オペレーティング・リースを原則廃止することの意義は理解できるが、「少額資産」の定義において定量化が必要である。 ・第26項について、借手と貸手の会計処理の非対称性が残ってしまった旨の記載があるが、これを放置すると連結上の処理が曖昧となることが危惧される。 <p>補足的記載を行うとともに設例を設けることが必要である。</p> <p>例えば、基準=100万円（消費税調整対象固定資産）など。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家賃など、「更新性」のものについては、1回の契約期間=リース期間として良いか否かを明記する必要がある。 <p>特に、21世紀に入り、5回目の大きな制度改正の施行を迎えるようとしているが、連結会計コンサルタントの中に、制度改正へのキャッチアップが十分とは言い難い人々や、商法時代の旧制度用語を未だに使っている人々が散見される。</p> <p>斯様な事態を防止するためにも制度改正の周知徹底は不可欠であり、設例は個別と連結と双方設けるべきである。このリースについても、誤解している人が少なくない分野であり、手厚い情報提供が求められる論点であると考えられる。</p>	
質問2 今回のエンドースメント手続の対象としたその他の会計基準等に対し、「削除又は修正」を行うべき項目はないとする提案について		
10) 本公開草案の提案に同意する。	同意する。	
	趣旨に賛同する。	
11) 持分法について設例を設け	<p>以下の点で考慮が必要であると思料する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・持分法については、多くの書物で「一行連結」などと軽く扱われる傾向にあり、残念ながら 	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
て周知徹底に努めるべきである。	<p>ら、学習者が誤解していることも少なくないようである。</p> <p>この点についても設例を設けて、誤解が発生することの無いよう、周知徹底に努めるべきである。</p>	
その他		
12) 国際的な会計基準と整合性を図る観点での日本基準の改正の必要性については、慎重かつ十分な議論を期待する。	<p>当協会は、(1)コスト・ベネフィット、(2)財務報告の比較可能性、(3)会計基準の高品質化の観点から、我が国リース会計基準を国際会計基準と整合性を図る必要性はないと考え、また、(1)適用企業の範囲（影響が生じる範囲）、(2)経済成長への影響の観点から、わが国リース会計基準を国際的な会計基準と整合性を図ることについては重大な懸念があると考えている。</p> <p>我が国リース会計基準の変更は、中小企業を含む幅広い企業に大きな影響を及ぼすことになるため、最初の検討ステップである「国際的な会計基準と整合性を図ることに対する必要性及び懸念の検討」においては、幅広い意見を聴取したうえで、慎重かつ十分に議論されることを期待する。</p>	
13)「削除又は修正」することにより生じるリスクについて十分考慮すべきである。	<p>2013年6月に企業会計審議会が公表した「国際会計基準(IFRS)への対応のあり方に関する当面の方針」（以下、「当面の方針」という。）に記されているとおり、我々も、単一で高品質な国際会計基準の策定という目標に我が国が主体的に取組むことは、日本企業の活動・資金調達に有益であるとともに日本市場の国際的競争力を確保する観点からも重要であるためした国際的会計基準と我が国の会計基準との重要な差異も残存している現状に鑑み、国際的に活動する日本企業がグループの連結決算を一貫した基準および方針に基づいて国際的に理解される形で実施するため IFRS の適用意義も高まっていると考える。このため、我々は IFRS の任意適用の積上げを図ることを目的とした各種施策が継続されることが適当であると考えており、貴委員会が進めているエンドースメント手続もその目的に貢献することを期待している。</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	<p>IFRS のエンドースメント手続は IFRS を我が国の制度に組込む手続としての意義を有するが、我が国が IFRS の任意適用を拡大する最も本質的な意義と考えられるグローバルに比較可能な財務報告基準の国内市場での利用拡大に反しないよう、その手続を構成・運用することが重要である。特に、我が国において IFRS の任意適用企業が一定の規模に達しているなか、IFRS を用いる我が国企業の財務報告が、我々が考えるエンドースメントの本質的判断基準であるべき公益および投資家保護に反している証拠はなく、エンドースメント手続における IFRS の削除または修正は、極めて慎重に行なうことが適当である。IFRS のエンドースメント手続は、運用を誤れば、単一で高品質な会計基準の利用という IFRS を用いる本来の意義を喪失させ、日本の市場や企業の財務報告に対する内外からの信頼性の維持・向上に悪影響を及ぼす可能性もある。貴委員会はこれまでのところ IFRS の削除または修正に相応に慎重に取り組んでいると考えるが、今後も、エンドースメント手続の本質的な意義を踏まえ、削除又は修正を行なうリスクを十分に踏まえた対応の継続をお願いしたい。</p> <p>今回のエンドースメント手続で対象となった 2016 年 1 月公表の IFRS 第 16 号「リース」（以下、「IFRS 第 16 号」という。）について、削除又は修正が提案されなかったことは上の観点から適当であると考えている。</p>	
14) エンドースメント手続は適時に行われるべきである。	<p>過去においても指摘してきたとおり、これまでのエンドースメント手続は適時性という点で課題が存在すると考えている。適時性に課題があるエンドースメント手続は、修正国際基準の最終的内容の不確実性を高めることに加え、適用準備期間を短縮させることが懸念されるほか、修正国際基準を国際的な意見発信の手段と位置付ける観点からも適当ではない。</p> <p>我々は、修正国際基準の確定のためのエンドースメント手続を含め、会計基準が適時に設定されることは、会計基準および会計基準設定という行為の品質を示す要素であり、企業の財務報告の品質に影響する重要な要素の一つと考えている。今後進められると想定されている IFRS</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	<p>第 17 号「保険契約」(以下、「IFRS 第 17 号」という。) を対象とした活動を含め将来のエンドースメント手続がより適時に完了されるべく、2017 年 10 月公表の修正国際基準公開草案第 5 号「『修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）』の改正案」の「コメントの募集」で示された「(参考)今後のエンドースメント手続の進め方」に基づいて、エンドースメント手續が適時に行われることを継続して期待している。</p>	
15) 修正国際基準について将来に向けた取り組みを再検討すべきである。	<p>また、修正国際基準の開発・維持には、貴委員会を中心にわが国市場関係者の貴重な資源・時間が投入されている一方、修正国際基準を適用する企業が存在しない状況が継続してきた。さらには IFRS 第 17 号へのエンドースメント手続の終了後には大型の基準書を対象したエンドースメント手續は当面一段落することになる。については、こうしたタイミングも活用して、修正国際基準の開発・維持を行う意義について、これまでの活動の費用対効果も踏まえたレビューを行い、将来に向けた取り組みを再検討することが適當ではないかと考える。この点についても、これまで修正国際基準の開発・維持を行ってきた貴委員会のリーダーシップの発揮を期待している。</p>	
16) IFRS のように開発費の資産計上について我が国の会計基準を改正すべきである。	<ul style="list-style-type: none"> ・日本公認会計士協会の平成 31 年度税制改正要望書では、個別財務諸表（会社法適用企業を含む）に対する IFRS の選択適用を認めるべきであるとの記載がある。 <p>この件については、前向きな与党議員も少なくないと聞いている。ASBJ としても、実現に向けて、積極的なバックアップを行うべきであると考えられる。</p> <p>⇒これは製造業にとって大変な朗報である。何故なら、個別会計においても、R&D 費用の資産計上が事実上復活するからである。</p> <p>2006 年度以降、JGAAP では R&D 費用が一律費用処理されるという、他の先進国には見られない</p> 	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	<p>い異様な制度となっているからである。公聴会の資料でも指摘したように、この改正は IFRS コンバージェンスの流れへの逆行であったと考えられる。しかも、R&D 費用は、税法上は一定の枠しか損金算入不可であり、製造業にとっては「新技術や新製品の研究・開発をすればするほど P L が悪化し、かつ、法人税の節税効果も乏しい」という非常に過酷な状態となっている。その為、製造業において「虎の子」である筈の研究開発部門が、コストセンターとして扱われ、「R&D 費用の圧縮が PL を良くする」という矛盾に陥っている。このことは我が国の製造業の発展の足かせとなっており、21 世紀の我が国が国際競争力の低下の元凶の一つであると考えられる。</p> <p>この点については、財務諸表等規則する手もあるが、企業会計基準を改正して、IFRS のように R&D 費用の一部を「無形固定資産」に計上するべきであると考えられる（繰延資産ではなく）。</p>	
17) 「削除又は修正」を行っている 2 項目については、IASB が採用するように働きかけるべきである。	<ul style="list-style-type: none"> ・私個人としては、JMIS の趣旨に賛同している。それは次の理由による。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 「のれん」の償却は激変緩和のためのセイフティー・バルブとして非常に有用である。 (2) 「利益」の本質を考えた場合、OCI の全てをリサイクル対象とすることが妥当であると考えられる。 <p>このように大変優れた基準でありながら、JMIS は、残念ながら、世間での認知は高くないのが現状である。</p> <p>従って、ASBJ として、マスメディアを含めて、更に積極的に発信を行うとともに、国政への働きかけも強化するべきである。</p> <p>そして、上記の 2 点を IASB が採用するよう、政府のバックアップも求めるべきである。</p> 	
18) 我が国の「リースに関する会計基準」における	<p>現行の JGAAP では、「リース期間が 1 年以内ならばオフバランスを認める」という例外規定があるが、リース対象品の中には非常に高額なものもあり、2008 年のリースのオンバランス化の改正の趣旨を考えると、これは廃止すべきであると考えられる。</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
るリース期間 1年以内の短期のリース取引に関する簡便的な取扱いを廃止すべきである。		

以 上